

穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、沿岸漁業の振興と地域社会の活性化を図るため、漁業後継者の担い手確保、UIターン者等の漁村への受入れの促進、及び漁業権を取得した漁業者(新規就業者)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者とは、自営の沿岸漁船漁業に従事することにより生計を営む者で、次の各号の要件に該当する者をいう。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 穴水町内に住所を有し、かつ町内の漁業振興に努める者。
- (2) 18歳以上50歳未満の者。
- (3) 県漁協穴水支所からの推薦を受けることができる者。
- (4) 漁業権を取得し就漁する者。
- (5) 町税等の滞納がない者。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者。

(補助内容)

第4条 補助金の交付金額、交付条件及び交付期間は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、穴水町新規漁業就業者支援事業補助金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めたときは、その交付を決定し、穴水町新規漁業就業者支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第7条 補助対象者は、毎月の就業の状況について、就業状況報告書(様式第3号)により、当該月の翌月5日までに必要書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請内容の変更等)

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者が、申請の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ穴水町新規漁業就業者支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項に規定する申請について承認したときは、穴水町新規漁業就業者支援事業変更(中止・廃止)承認通知書兼穴水町新規漁業就業者支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、穴水町新規漁業就業者支援事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）実施期間中の漁業従事の日数が確認できる書類。

（2）その他町長が必要と認めるもの。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、補助対象者から前条に規定する事業完了実績報告書の提出を受けた場合は、書類の内容を審査し適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、穴水町新規漁業就業者支援事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、穴水町新規漁業就業者支援事業補助金請求書（様式第8号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払請求）

第12条 町長は、特に必要があると認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、穴水町新規漁業就業者支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

（1）申請書等への虚偽の記載又は不正の行為があると認められるとき。

（2）補助金の交付を受けてから5年以内に転出したとき又は漁業就業者でなくなったとき。

（3）町税等を滞納したとき。

（4）その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の取消しをした場合の補助金の返還率は、別表2のとおりとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

穴水町長 様

申請者 (〒 -)
住 所 穴水町字
氏 名
連絡先

印

穴水町新規漁業就業者支援事業補助金申請書

穴水町新規漁業就業者支援事業を実施したいので、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 _____ 円 (_____ 円 × _____ 箇月)
- 2 事業実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 漁業事業計画書 (別紙1)
 - (3) 県漁協穴水支所運営委員長の推薦書 (別紙2)
 - (4) 本人の誓約書 (別紙3)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(別紙1)

漁業事業計画書

氏名		住所		生年月日		性別
						男・女
計画漁業種類	漁業許可	操業期間	年間出漁日数	操業水域	漁船トン数	
計						
家族構成			免許資格	種類	取得年月日	
氏名	続柄	年齢		小型船舶操縦免許一級		
	申請者	歳				
	配偶者	歳				
漁業経営開始の動機						
経営の基本方針（将来構想を含む）※注						

※注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

(別紙2)

推 薦 書

年 月 日

穴水町長 様

(申請者) 住所 穴水町字
氏名 石川県漁業協同組合穴水支所
運営委員長 ⑩

下記の者は、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金の交付対象者として適格と認め、推薦いたします。

記

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 推薦理由

(別紙3)

誓約書

穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 補助金交付の後5年間、穴水町において漁業に従事します。
- 2 補助金交付の後、交付の資格要件に変更が生じたときは、直ちに届け出ます。
- 3 次の場合においては、既に交付された補助金の全部又は一部について、返還命令に従い、返還いたします。
 - (1) 新規漁業就業者担い手支援事業実施期間中もしくは終了後、5年以内に漁業従事を辞めた場合
 - (2) 月間の就業日数が20日を下回った場合
(ただし、天候、事故、病気等のやむ得ない事由が生じた場合を除く。)
 - (3) この要綱に基づき提出した書類に偽りその他不正又は誤りがあった場合

年 月 日

穴水町長 様

住所

氏名

⑩

発第 号
年 月 日

様

穴水町長

穴水町新規漁業就業者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町新規漁業就業者支援事業補助金については、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、審査したところ、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業区分 新規漁業就業者支援事業補助金

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業完了後速やかに事業完了実績報告書にその補助事業に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。
- (2) 補助事業に係る領収書等の事実を証明する一切の書類等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者は、穴水町補助金交付規則及び穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

就業状況報告書

新規就業者氏名											
就業状況 (年 月)											
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	就 業 日 数				
											日
就業内容											

※就業状況が確認できる書類（日報・作業写真等）を添付して下さい。

上記のとおり就業したことを証明する。

年 月 日

受入漁業者氏名



年 月 日

穴水町長 様

申請者 (〒 ー)

住 所 穴水町字

氏 名

印

連絡先

穴水町新規漁業就業者支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった穴水町新規漁業就業者支援事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されたく穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請いたします。

記

1 変更の理由

2 補助金申請額	変更前の額	金 _____ 円
	変更後の額	金 _____ 円
	差引申請額	金 _____ 円

3 変更内容

年 月 日

様

穴水町長

穴水町新規漁業就業者支援事業変更（中止・廃止）承認通知書
兼 穴水町新規漁業就業者支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった穴水町新規漁業就業者支援事業補助金については、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により変更（中止・廃止）を承認し、交付することに決定したので通知する。

記

- 1 承認の内容 当該補助金の変更（中止・廃止）承認申請書記載のとおり

- 2 交付決定額 変更前の額 金 円
 変更後の額 金 円
 差引交付決定額 金 円

- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業完了後速やかに事業完了実績報告書にその補助事業に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。

 - (2) 補助事業に係る領収書等の事実を証明する一切の書類及び帳簿等は、随時提出できるよう整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

 - (3) 補助事業者は、穴水町補助金交付規則及び穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

穴水町長 様

申請者 (〒 -)
住 所 穴水町字
氏 名
連絡先

印

穴水町新規漁業就業者支援事業実績報告書

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定のあった穴水町新規漁業就業者支援事業を実施したので、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業区分 新規漁業就業者支援事業
- 2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 事業内容及び経費の精算書 別紙のとおり

<別紙>

(1) 年度 漁業従事実績

漁業種類名称	従事期間	就業状況（注1）
漁業	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 自己経営 <input type="checkbox"/> 共同経営 <input type="checkbox"/> 自家漁業 <input type="checkbox"/> 被雇用 <input type="checkbox"/> その他
漁業	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 自己経営 <input type="checkbox"/> 共同経営 <input type="checkbox"/> 自家漁業 <input type="checkbox"/> 被雇用 <input type="checkbox"/> その他
漁業	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 自己経営 <input type="checkbox"/> 共同経営 <input type="checkbox"/> 自家漁業 <input type="checkbox"/> 被雇用 <input type="checkbox"/> その他
漁業	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 自己経営 <input type="checkbox"/> 共同経営 <input type="checkbox"/> 自家漁業 <input type="checkbox"/> 被雇用 <input type="checkbox"/> その他
計	箇月	

(2) 漁業従事日数（注2）

- ・別紙のとおり

(3) 漁業従事証明

上記のとおり、漁業に従事したことを証明します。

受入漁業者氏名； _____ (印)

(記載上の注意)

注1) 就業状況について（□箇所は該当する方にレ印をして下さい。）

自己経営・・・自己が営む場合

共同経営・・・自己及び他者の出資等により営む場合

自家漁業・・・自家が営む漁業に従事する場合

被雇用・・・他者の営む漁業に従事し給与を受けている場合

その他・・・上記のいずれにも該当しない場合

注2) 添付書類

実施期間中の漁業従事日数が確認できる書類（日報・作業写真等）を添付して下さい。

発第 号
年 月 日

様

穴水町長

穴水町新規漁業就業者支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けの実績報告書を審査した結果、穴水町新規漁業就業者担
い手支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定し
たので通知します。

記

1 補助金の額の確定額 金 円

年 月 日

穴水町長 様

申請者 (〒 -)

住 所 穴水町字

氏 名

印

連絡先

穴水町新規漁業就業者支援事業補助金請求書

年 月 日付け、 第 号により補助金(変更)の交付決定があつた穴水町新規漁業就業者支援事業補助金を穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額	金	円
補助金の交付決定額	金	円
補助金の今回請求額	金	円
補助金既受領済額	金	円
残 額	金	円

2 振込先	金融機関名及び支店名	_____
	口座名義 (カタカナ)	_____
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	_____

年 月 日

穴水町長 様

申請者 (〒 -)

住 所 穴水町字

氏 名

印

連絡先

穴水町新規漁業就業者支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、 第 号により交付決定のあった穴水町新規
漁業就業者支援事業補助金について穴水町新規漁業就業者担い手支援事業補助金交付要
綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額	金	円
補助金の交付決定額	金	円
補助金の今回請求額	金	円
補助金既受領済額	金	円
残 額	金	円

2 振込先	金融機関名及び支店名	_____
	口座名義 (カタカナ)	_____
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	_____